

# 秋田県留置施設視察委員会について

## 1 秋田県留置施設視察委員会の設置

秋田県留置施設視察委員会は、「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成19年6月1日施行）に基づき、留置施設運営の透明性を確保するため、部外の第三者からなる機関として警察本部に設置されています。

## 2 委員会の組織・職務等

### (1) 組織等

委員は、4人で構成されています。

委員は、秋田県公安委員会が任命する非常勤の地方公務員になります。

委員の任期は、1年です。ただし、再任を妨げません。

委員には、職務に関して知り得たことについての守秘義務があります。

### (2) 職務

委員会は、県内の留置施設を視察し、被留置者との面接や被留置者から提出された意見・提案書の確認などにより、その運営に関し、留置業務管理者（警察署長）に対して意見を述べるものです。

## 3 委員会の活動状況（平成22年6月から平成23年5月まで）

### (1) 会議の開催回数

4回（平成22年6月・7月・11月・平成23年2月）

### (2) 視察留置施設数

15施設

### (3) 被留置者との面会

11人（男性9人、女性2人）の被留置者から面接の希望があり、各留置施設の面会室で面会し、意見や要望を聴取しました。

### (4) 意見・提案書の提出

被留置者からの「意見・提案書」の提出は1件でした。

### (5) 委員会が留置業務管理者に対して述べた意見及び意見に対して講じた措置等

委員会が、留置施設の視察、被留置者との面接、被留置者から提出された意見・提案書の確認等により、述べた意見及び意見に対して留置業務管理者が講じた措置等については、次のとおりです。

視察委員会の意見	留置業務管理者が講じた措置等
運動場入口に段差があるので、特に足が不自由な被留置者がいる時は、注意が必要である。（一署）	運動場入口に「足下注意」等のステッカーを貼付して、注意を喚起している。
浴室、布団収納室では、臭いが気になる。 数年後に建て替えということな	浴室については、入浴後及び晴天時に換気扇を作動させて、室内に籠もる湿気、臭気を外部に排出させている。

<p>ので大々的な改修は必要がないが、窓開けの実施、脱臭剤の使用など何らかな対応を検討して貰いたい。(一署)</p>	<p>布団収納室の臭気については、晴天時に窓を開けての換気及び活性炭脱臭剤を設置し、消臭措置を講じている。</p>
<p>和式トイレが多いことから、足腰が弱い被留置者には、ポータブル洋式便器を活用して貰いたい。(一部警察署は洋式トイレを設置済み)</p>	<p>全警察署にポータブル洋式トイレを備えており、必要の都度使用している。</p>
<p>能代警察署の運動場に設置しているステンレス製鏡は、非常に良い設備なので他の留置施設にも可能な限り設置して貰いたい。(全署)</p>	<p>大仙警察署の改築時には設置を予定しており、他の警察署においても設置を検討する。</p>
<p>騒いだり、要求の多い被留置者等の処遇を行う留置担当官のストレスが高まることが予想され、精神的なケア等について留意する必要がある。(全署)</p>	<p>これまでも、留置担当官の健康管理や計画的休暇の取得等に配慮してきたが、今後とも改善方策に留意することとしたい。</p>